

令和八年
二月
青森県議会第三百二十五回定例会会議録
第九号

令和八年三月二十四日（火）議事日程 第九日

午後一時開議

第一、議案第四十二号に対する文教公安委員長報告

第二、文教公安委員長報告に対する質疑

第三、議案第四十二号に対する討論、採決

第四、予算特別委員長及び各常任委員長報告

第五、予算特別委員長及び各常任委員長報告に対する質疑

第六、議案第一号から議案第四十一号まで及び議案第四十三号から

議案第五十二号まで並びに請願に対する討論、採決

第七、各常任委員会に係る特定付託案件の閉会中の継続審査採決

第八、発議第八号から発議第十号までは、提案理由説明、質疑、委員

会付託及び討論はいずれも省略し採決

第九、各常任委員選任

第十、議員派遣採決

本日の会議に付した事件

第一、議案第四十二号に対する文教公安委員長報告

第二、文教公安委員長報告に対する質疑

第三、議案第四十二号に対する討論、採決

第四、予算特別委員長及び各常任委員長報告

第五、予算特別委員長及び各常任委員長報告に対する質疑

第六、議案第一号から議案第四十一号まで及び議案第四十三号から

議案第五十二号まで並びに請願に対する討論、採決

第七、各常任委員会に係る特定付託案件の閉会中の継続審査採決

第八、発議第八号から発議第十号までは、提案理由説明、質疑、委員

会付託及び討論はいずれも省略し採決

第九、各常任委員選任

第十、議員派遣採決

午後一時開議

出席議員 四十五名

議 長 工藤 慎 康

一 番 工藤 慎 康

四 番 工藤 悠 平

六 番 夏 堀 嘉 一 郎

八 番 北 向 由 樹

十 番 齊 藤 孝 昭

十二番 後 藤 清 安

十四番 大 澤 敏 彦

十六番 福 士 直 治

十八番 木 明 和 人

二十番 小比類卷 正規

二十二番 高 畑 紀 子

二十四番 吉 俣 洋

二十七番 花 田 栄 介

二十九番 寺 田 達 也

三十一番 高 橋 修 一

三十三番 櫛 引 ユキ子

三 番 井 本 貴 之

五 番 小 笠 原 大 佑

七 番 大 澤 祥 宏

九 番 大 平 陽 子

十一番 夏 坂 修

十三番 吉 田 ゆかり

十五番 成 田 陽 光

十七番 大 崎 光 明

十九番 和 田 寛 司

二十一番 菊 池 勲

二十三番 田 端 深 雪

二十五番 鶴 賀 谷 貴

二十八番 齊 藤 爾

三十番 蛭 沢 正 勝

三十二番 夏 堀 浩 一

三十四番 今 博

三十五番 川村 悟 三十六番 安藤 晴美
 三十八番 山谷 清文 三十九番 丸井 裕
 四十番 山田 知 四十一番 三橋 一三
 四十二番 工藤 兼光 四十三番 森内 之保留
 四十四番 清水 悦郎 四十五番 田中 順造
 四十六番 田名部 定男 四十七番 伊吹 信一
 四十八番 鹿内 博
 欠 員 三名
 二 番 二十六番 三十七番

出席事務局職員

局長 藤 康 成 次 長 伊 藤 敏 文
 議事課長 角 田 正 人 総括主幹 下 村 恭 子
 繕写専門員 中 野 弥 寿 喜 主 幹 山 口 友 一
 主 査 中 畑 祥 将

地方自治法第百二十一条による出席者

知 事 宮 下 宗 一 郎
 副 知 事 小 谷 知 也
 副 知 事 奥 田 忠 雄
 総 務 部 長 澤 純 市
 財 務 部 長 千 葉 雄 文
 総 合 政 策 部 長 後 村 文 子
 こども家庭部長 若 松 伸 一
 交通・地域社会部長 舩 木 久 義
 環境エネルギー部長 豊 島 信 幸
 健康医療福祉部長 守 川 義 信
 経済産業部長 上 沢 謙 一

観光交流推進部長 齋 藤 直 樹
 農林水産部長 成 田 澄 人
 県土整備部長 新 屋 孝 文
 危機管理局長 築 田 潮
 国スポ・障スポ局長 出 崎 和 夫
 会計管理者 小 坂 秀 滋
 病院事業管理者 大 山 力
 教 育 長 風 張 知 子 病 院 局 長 田 口 晋
 公安委員長 横 町 俊 明 教 育 次 長 早 野 英 明
 警察本部長 安 田 貴 司 警 務 部 長 中 村 誠
 監 査 委 員 佐 々 木 知 彦 監 査 委 員 事 務 局 長 松 田 大
 人事委員長 奥 崎 栄 一 人 事 委 員 会 事 務 局 長 工 藤 正 明
 選挙管理委員長 鶴 岡 真 治 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 平 尾 悠 樹

○議長（工藤慎康） ただいまより会議を開きます。

◎ 議 長 報 告

○議長（工藤慎康） 日程に先立ち、報告事項を申し上げます。

三月十二日開催の予算特別委員会において正副委員長の互選を行った結果、委員長に夏堀浩一議員が、副委員長に菊池勲議員がそれぞれ当選したので、御報告いたします。

日程に入ります。

◎ 委 員 会 審 査 報 告

○議長（工藤慎康） 各委員長から委員会審査報告書及び請願審査報告書が提出されましたので、配付しております。

令和8年3月17日

青森県議会議長 工藤 慎 康 殿

子算特別委員会委員長 夏堀 浩 一

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和8年3月13日、16日及び17日の3日間
審査案件	議案 17件
審査結果	議案 原案可決 17件

令和8年3月19日

青森県議会議長 工藤 慎 康 殿

総務政策子ども委員会
委員長 清水 悦 郎

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和8年1月21日
審査案件	特定付託案件(財政対策等、総合的な企画調整及び子どもに関する施策の総合調整について)
審査年月日	令和8年2月20日
審査案件	特定付託案件(財政対策等、総合的な企画調整及び子どもに関する施策の総合調整について)
審査年月日	令和8年3月19日
審査案件	議案4件 所管事項
審査結果	議案 原案可決4件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件(財政対策等、総合的な企画調整及び子どもに関する施策の総合調整について)について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和8年3月19日

青森県議会議長 工藤 慎 康 殿

環境厚生委員会
委員長 寺田 達 也

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和8年1月21日
審査案件	特定付託案件(生活環境等の整備、エネルギー総合対策、健康福祉対策及び病院事業の運営について)
審査年月日	令和8年2月20日
審査案件	特定付託案件(生活環境等の整備、エネルギー総合対策、健康福祉対策及び病院事業の運営について)
審査年月日	令和8年3月19日
審査案件	議案12件 所管事項
審査結果	議案 原案可決12件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件(生活環境等の整備、エネルギー総合対策、健康福祉対策及び病院事業の運営について)について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和8年3月19日

青森県議会議長 工藤 慎康 殿

農林水産委員会委員長 和田 寛 司

委員会 審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和8年1月21日
審査案件	特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）
審査年月日	令和8年2月20日
審査案件	特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）
審査年月日	令和8年3月19日
審査案件	議案1件 所管事項
審査結果	議案 原案可決1件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和8年3月19日

青森県議会議長 工藤 慎康 殿

経済交通観光委員会
委員長 菊池

委員会 審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和8年1月21日
審査案件	特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）
審査年月日	令和8年2月20日
審査案件	特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）
審査年月日	令和8年3月19日
審査案件	議案1件 所管事項
審査結果	議案 原案可決1件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和8年3月19日

青森県議会議長 工藤 慎 康 殿

文教公安委員会
委員長 成田 陽光

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和8年1月21日
審査案件	特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）
審査年月日	令和8年2月20日
審査案件	特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）
審査年月日	令和8年3月19日
審査案件	議案6件 請願1件 所管事項
審査結果	議案 原案可決6件 請願 不採択1件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）について閉会中もおお継続審査を要するものと決定した。

令和8年3月19日

青森県議会議長 工藤 慎 康 殿

建設危機管理委員会
委員長 櫛引 ユキ子

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和8年1月21日
審査案件	特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営並びに危機管理及び防災対策について）
審査年月日	令和8年2月20日
審査案件	特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営並びに危機管理及び防災対策について）
審査年月日	令和8年3月19日
審査案件	議案10件 所管事項
審査結果	議案 原案可決10件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営並びに危機管理及び防災対策について）について閉会中もおお継続審査を要するものと決定した。

青森県議会議長 工藤 慎 康 殿

文教公安委員会委員長 成田 陽 光

請 願 審 査 報 告 書

本委員会は付託された請願について審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第9.3条第1項の規定により報告する。

記

請 願	
受理番号第1号	令和8年2月27日受理
件 名	ゆきとどいた教育を求める請願書
提 出 者	青森市橋本一丁目2-25 子どもと教育の未来を考える青森県民の会 代表者 成田 保 外2名 鹿内、安藤、古俣、田端各議員 (不採択)
紹介議員	
審査概要	「県教育委員会では、臨時講師の早期確保や本県独自の少人数学級編制の小・中学校全学年での実施、特別支援学校の教育環境やキャリア教育の充実等の取組を実施しているほか、教員の魅力向上や教員採用試験の改善等、教員不足を解消するための具体的な取組を懸命に、そして、計画的に進めている。また、国の制度を活用し、保護者の経済的負担軽減を図ったり、高校生等奨学のための給付金事業を実施したりするなど、生徒が安心して勉学に励むことができる環境づくりに取り組んでいる。さらに、本請願については、国の責任において実施すべき事項が多く含まれており、県教育委員会では、35人以下学級の早期実現・拡充や教職員定数の更なる充実、学校給食費の無償化について、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に働きかけるなど、様々な機会を捉え、その改善や充実を国へ要請しており、県教育委員会としてできることにしっかりと取り組んでいるものと考えられる。以上のことから、現時点では、国の施策の方向性を見極める必要があり、本請願は不採択とすべきと考える。」との意見があり、採決の結果、不採択と決定

◎ 議案第四十二号先議

○議長（工藤慎康） 議案第四十二号を議題といたします。

地方自治法第百十七条の規定により、蛭沢正勝議員を除外いたします。

〔蛭沢正勝議員退場〕

◎ 文教公安委員長報告

○議長（工藤慎康） 議案第四十二号に対し委員長の報告を行います。
文教公安委員会委員長、十五番成田陽光議員の登壇を求めます。——成田議員。

○文教公安委員会委員長（成田陽光） 文教公安委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る十九日に開催し、本会議より付託されました議案第四十二号「工事の請負契約の一部変更の件」について審査の結果、満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「県立七戸養護学校（普通教室棟）増築工事について、校舎を増築することにより、児童生徒の学習・生活環境がどのように向上するのか、県教育委員会の考えを伺いたい」との質疑に対し、「増築校舎には、不足している普通教室や職員室のほか、多目的教室や個別活動室、プレールーム等を整備することとしており、児童生徒一人一人の特性等に応じた学習が可能となるような空間配分・配置とすることで、児童生徒の学習環境の向上につながるものと考えている。また、外壁、屋上、床下への断熱材の設置及び窓ガラスの複層化による温湿度が安定した快適な

屋内環境の確保や、エレベーターの設置によるバリアフリー化など、学校生活を送る児童生徒及び教職員の学習・生活環境の向上が期待できると考えている」との答弁がありました。

このほか、増築工事の進捗状況及び今後の見通しについて質疑があり、答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

○議長（工藤慎康） 以上をもって委員長の報告を終わります。

◎ 文教公安委員長報告に対する質疑

○議長（工藤慎康） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

「〔質疑なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（工藤慎康） 質疑なしと認めます。

◎ 議案第四十二号に対する討論、採決

○議長（工藤慎康） 次に、議案第四十二号に対する討論であります。通告はありませんので、討論なしと認めます。

議案第四十二号を採決いたします。

議案第四十二号、本件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立総員であります。よって、原案は可決されました。

蛇沢正勝議員の除斥を解きます。

〔蛇沢正勝議員入場〕

◎ 各委員長報告

○議長（工藤慎康） 議案第一号から議案第四十一号まで及び議案第四十三号から議案第五十二号まで並びに請願を一括議題とし、各委員長の報告を行います。

予算特別委員会委員長、三十二番夏堀浩一議員の登壇を求めます。

――夏堀浩一議員。

○予算特別委員会委員長（夏堀浩一） 予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る十二日、委員二十二人もって設置され、議案第一号から議案第十七号までの十七件の予算議案が付託されました。

十三日、十六日及び十七日の三日間にわたり審査を行い、採決の結果、議案第一号、議案第二号、議案第九号及び議案第十号の四件については多数をもって、その他の議案についてはいずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「介護人材支援センター事業の実施により、外国人介護人材の確保にどのように取り組んでいくのか伺いたい」との質疑に対し、「外国人を含む介護人材に係る相談に対応し、受入れ、定着をワンストップ型で支援する介護人材支援センターを新たに設置し、受入れ希望事業所へのマッチング支援や受入れ準備セミナー開催などの受入れ環境の整備を促進し、外国人を含めた介護人材の確保に取り組んでいく」との答弁がありました。

このほか

一つ、プレコンセプションケア推進事業の取組について

一つ、データ連携基盤整備・活用推進事業の取組について

一つ、青森空港長期構想策定事業の取組について

- 一つ、県立学校における避難所機能強化の取組について
 - 一つ、核燃料物質等取扱税交付金について
 - 一つ、さけ・ます種苗放流事業の取組について
 - 一つ、デジタルツール導入運営事業の取組について
 - 一つ、定期航空路線対策について
- 等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げます。

○議長（工藤慎康） 総務政策こども委員会委員長、四十四番清水悦郎議員の登壇を求めます。——清水議員。

○総務政策こども委員会委員長（清水悦郎） 総務政策こども委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る十九日に開催し、本会議より付託されました議案四件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「青森県青少年健全育成条例の一部改正に当たり、改正内容に係る検討の経過について伺いたい」との質疑に対し、「令和五年に行われた刑法改正や県内の青少年の性的被害の状況等を受け、令和六年十月に開催した青森県青少年健全育成審議会において、青少年の性的被害の状況等に係る意見交換を行ったところ、本県でも対応に向けた検討が必要であるとの判断がなされました。その後、同審議会では、関係する専門家を臨時委員に委嘱して臨時部会を設置し、令和七年七月までに計三回の部会を開催しました。保護対象範囲や規制行為に係る行為態様の詳細など、条例改正を念頭に置いた具体的な検討を実施し、検討結果は令和七年八月に同審議会へ報告され、意見交換の結果、本条例の改正の必要性が答申されました。県では、この答申に基づき、改正条文の詳細な検討等を行った上で、改正内容の骨子に係るパブリックコメントの実施や関

係機関との協議など所要の手續を経て、今回、議案として提出した」との答弁がありました。

このほか

- 一つ、公示送達による聴聞等の通知の実績等について
 - 一つ、包括外部監査契約の件について
- 等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げます。

○議長（工藤慎康） 環境厚生委員会委員長、二十九番寺田達也議員の登壇を求めます。——寺田議員。

○環境厚生委員会委員長（寺田達也） 環境厚生委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る十九日開催し、本会議より付託されました議案十二件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「県立中央病院の過年度医業未収金の縮減及び回収に向けて、今後どのような取組を行っていくのか伺いたい」との質疑に対し、「県立中央病院としては、過年度医業未収金の縮減及び回収に向けて、高額療養費の現物給付制度や出産一時金直接支払い制度等の各種支援制度の案内、文書等による支払い督促や訪問徴収など、従来の取組を継続するとともに、新たな取組として、未収金回収業務の一部を弁護士等の専門家へ外部委託することも検討したい。この検討に当たり、他の医療機関の取組状況や未収金縮減の効果、外部委託に伴う手数料負担等を総合的に勘案し、導入の可否を判断したい」との答弁がありました。

このほか、青森県環境影響評価条例に係る手續中の案件について等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げます。

○議長（工藤慎康） 農林水産委員会委員長、十九番和田寛司議員の登壇を求めます。——和田議員。

○農林水産委員会委員長（和田寛司） 農林水産委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る十九日開催し、本会議より付託されました議案第四十号「工事の請負契約の一部変更の件」について審査の結果、満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「鶴の舞橋の木橋の改修方法をどのように決めたのか伺いたい」との質疑に対し、「県は、改修に当たり、木造建築の有識者らで構成する鶴の舞橋改修に関する技術検討会を設置し、使用木材の耐久性、改修後の維持管理、景観への配慮などを総合的に考慮して改修方法の検討を行ってきた。まずは、現地調査により木橋の劣化状況を把握した上で、部材ごとに効果的な補修工法を検討するとともに、橋の設計に対する構造計算を行い、改修後の強度を検証した。また、使用木材は、耐久性や景観保全の観点から建設時と同じヒバ材を基本とし、歩行者の通行による摩擦などで交換頻度が高い床板については、ヒバ材より入手しやすく安価なスギ材を使用することとした」との答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

○議長（工藤慎康） 経済交通観光委員会委員長、二十一番号菊池勲議員の登壇を求めます。——菊池議員。

○経済交通観光委員会委員長（菊池 勲） 経済交通観光委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る十九日開催し、本会議より付託されました議案第三十六号「青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例案」について審査の結果、満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「法律の改正により公益信託を行う者に生じるメリットについて伺いたい」との質疑に対し、「今回の法律改正では、受託者の担い手の範囲が拡大され、これまでの信託会社に加え、公益法人やNPO法人などが公益信託の担い手になることができる。また、信託財産の範囲も拡大され、これまでの金銭に加え、不動産や株式等も対象となった。これにより、公益信託を行う者がより身近なツールとして公益信託制度を活用できるようになったことが大きなメリットとなっている」との答弁がありました。

次に、「今後、公益信託の許可申請があった場合の認可手続について伺いたい」との質疑に対し、「県は、提出された申請書の内容を確認した上で、青森県公益認定等審議会に諮問を行う。審議会では、申請内容が法令等に定める認可基準に適合しているか審議した上で、県に対して答申を行い、県はこの答申を受けて認可を行う」との答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

○議長（工藤慎康） 文教公安委員会委員長、十五番成田陽光議員の登壇を求めます。——成田議員。

○文教公安委員会委員長（成田陽光） 文教公安委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る十九日に開催し、本会議より付託されました議案五件及び請願一件について審査の結果、議案については、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「女性警察官の被服に係る東北各県の条例改正の進捗状況について伺いたい」との質疑に対し、「東北各県における女性警察官のスカート廃止についての条例改正は、山形県を除く四県において令和七年中に改正

している」との答弁がありました。

このほか、女性警察官の服装の選択肢が減ることによる支障の有無について等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

また、請願の審査結果については、配付しております委員会報告第一号のとおりであります。

以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

○議長（工藤慎康） 建設危機管理委員会委員長、三十三番榊引ユキ子議員の登壇を求めます。――榊引議員。

○建設危機管理委員会委員長（榊引ユキ子） 建設危機管理委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る十九日開催し、本会議より付託されました議案十件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「青森県宅地造成等工事許可申請手数料等徴収条例案の概要等について、法の許可を得ずに実施される不法盛土を防ぐため、県はどのような取組を行っていくのか伺いたい」との質疑に対し、「危険な不法盛土は早期に発見し、対策を講じることが必要であり、そのために監視・通報体制の構築が重要と考えています。監視・通報体制としましては、青森県盛土等安全対策連絡会議を通じた関係部局による緊密に連携したパトロール、衛星写真を活用した上空からの監視、SNSやテレビ、ラジオを活用した盛土規制の周知、県民から情報提供を受け付ける盛土通報用フォームを県庁ホームページへ開設といった取組を実施し、危険な不法盛土の防止に取り組んでいきます」との答弁がありました。

このほか、青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例案に係る県の施策について等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。以上、審査の概要を申し上げます、報告を終わります。

○議長（工藤慎康） 以上をもって各委員長の報告を終わります。

◎ 各委員長報告に対する質疑

○議長（工藤慎康） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり」

○議長（工藤慎康） 質疑なしと認めます。

◎ 討 論

○議長（工藤慎康） これより討論を行います。

討論は議題外にわたらないよう簡明に願います。

一部反対討論、二十三番田端深雪議員の登壇を許可いたします。――田端議員。

○二十三番（田端深雪） 日本共産党の田端深雪です。一部反対討論を行います。議案五十一件のうち九件に反対し、四十二件に賛成します。以下、主なる反対理由を述べます。

議案第一号「令和八年度青森県一般会計予算案」についてです。

本予算において、特にこれまで県民の運動や県民の声を着実に聞いて進められてきた子育て費用の無償化関連事業がさらに拡充され、学校給食、子供の医療費に次いで、ゼロから二歳の保育料無償化が着実に進むことになり、どこに居住しても安心して子育てできる青森県の実現に近づくとともに歓迎します。

しかし、次の点において賛成できません。本予算の歳入における核燃料物質等取扱税を前年度比四・一％増の二百六十七億四千四百万円とし、県税収入総額に占める割合は一六％となり、原発マネー依存体質が顕著となる予算と言えます。

歳出において、核燃料物質等取扱税を原資として、全ての四十市町村に五十五億八千四百一十一億円が計上されています。これは、令和五年度まではむつ小川原地域・産業振興財団を経由していたものを県交付金に変えて、立地・周辺市町村の十五市町村だけでなく、その他の二十五市町村分も大きく増額しています。福島原発事故から十五年経過してもなお、溶け落ちたデブリ八百八十トンのうち、取り出せたのは僅か〇・九グラムと、廃炉計画は遅々として進んでいません。いまだに避難指示区域の五万人余りが戻れない状態にある中で、国は原発事故がなかったかのように原発推進に突き進んでいます。原発関連集中立地県である青森県の全市町村に地域振興策等の名目で交付する構図は、第二の安全神話のみ込ませるものだと考えます。

議案第十号「令和八年度青森県国民健康保険特別会計予算案」、議案第二十七号「青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案」についてです。

国保料については、特定モデルとして年収四百万円の四人世帯を比較すると、青森県の平均は四十一・一万円となり、年収の約一割を超えます。滞納者が八戸市で三千五百九十八人、青森市で三千六百七十七人、弘前市で二千五百六十五人となっていることから、県民にとって国保はとても重い負担になっていることが分かります。

青森県国民健康保険運営方針において、令和十二年度から県内どこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料額となる保険料水準の完全統一へと計画が進められています。令和八年度の納付金の算定状況は十七億円減とのことですが、今後、平準化によって保険料が引き上げられる自治体が生じることが懸念されます。

加えて、二〇二六年度から始まる子ども・子育て支援金制度は、国が責任を持つべき社会保障費を削り、新たに保険料に乗せして徴収するもので、国は子ども・子育て支援制度の完成の二〇二八年度に一・三兆円を見込み、二〇二六年度は一・三兆円の六割、二〇二七年度は八割と

段階的に増やしていく方針です。国の予算を見れば、防衛費が増大し、社会保障費が削減されることは認められません。議案第二十六号「青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案」も、これに関連するものとして反対します。

議案第三十四号「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてです。

国が示す定数は、児童生徒が減少している中で、不登校や特別な指導を要する児童生徒の増加に対し、十分な指導ができる定数になっていないことで長時間過密労働が蔓延化している上に、本県では、小学校では学級担任として四百三十二人、中学校では百三十一人が非正規で働いています。長年、正規職員の比率が抑制されてきた結果、深刻な教員不足の状況に陥っています。教師は子供としっかり向き合うことで質を高めていきます。しっかり向き合うだけの正規の教員の数がが必要です。あおりつ子育てプラン21を評価しつつも、一学年一学級においても、この育みプランの対象とすること、三十三人から三十人学級へとさらなる拡充が強く求められています。

最後に、請願「ゆきとどいた教育を求める請願」についてです。

子どもと教育の未来を考える青森県民の会から提出されましたこの請願は、十二の請願項目、いずれも青森県において経済的な困難や発達課題を抱えている子供たち、全ての子供たちに教育が行き届くようになるためのものです。特に、国に対して県として働きかけてほしい内容として、義務教育費の国庫負担を三分の一から二分の一に戻すこと、教職員の配置基準の改善など、最も重要な項目が挙げられています。学校現場からの悲鳴のような声は、不登校やいじめ、自死、教員の離職や精神疾患などに現れています。子供の健やかな成長発達を願えば、請願は採択されるべきと考えます。

以上で一部反対討論といたします。

○議長（工藤慎康） 賛成討論、二十番小比類巻正規議員の登壇を許可

いたします。——小比類巻議員。

○二十番（小比類巻正規） 自由民主党の小比類巻でございます。

賛成討論を行います。

本定例会に提出され、本日採決に付されますのは、議案第一号から議案第十七号までの予算議案十七件、議案第十八号から議案第三十七号までの条例案二十件、議案第三十八号から議案第五十二号までの単行議案のうち、既決の議案を除く十四件であり、その全てに賛成するものであります。

これらのうち、議案第一号「令和八年度青森県一般会計予算案」について見解を申し上げます。

今回の予算案については、宮下知事から、青森新時代の新たな挑戦として、県民と共に新たな挑戦を続けていく旨、説明がありました。各種重要施策については、基本計画に基づく七つの政策テーマに沿って展開していくものであります。

そのうち、政策テーマ「しごと」の分野について見解を申し上げます。本県を取り巻く状況は、人口減少、気候変動の影響、物価高、国際情勢のさらなる不透明感などにより大きく変化し、困難さを増しております。

このような中で、農林水産分野においては、リンゴ、米、畜産、ホタテガイ、ナガイモ、ニンニクなどといった主要な品目において、生産基盤の強化や栽培・生産技術の再構築などに取り組むこととしています。現場の声を十分に踏まえながら、短期的な対策と中長期的な取組の両面で具体的な成果に結びつけられるよう取り組んでいただきたいと思います。

また、産業政策においては、GX青森の推進を強化し、国に提案した青森GX特別区域を中心とした新たな産業創出やGX関連企業の誘致、さらに、フュージョンエネルギーの拠点形成を目指すこととしていきます。本県の優位性を最大限に生かし、国の政策や国際的な動向も十分踏

まえながら、県内により広く経済効果を及ぼすよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、政策テーマ「子ども」の分野についてであります。

全県での保育料無償化が実施され、既に実施されている市町村においては新たな無償化につながるよう、市町村と十分連携し、丁寧に取組を進めていただきたいと思います。

そして、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ本大会については、県民一丸となって選手を応援し、盛り上がる大会となるよう、本大会の運営に万全を期していただくとともに、この機会を最大限に生かし、スポーツの振興のみならず、障がい者施策の推進や地域の活性化などにつながるようお願いいたします。

次に、議案第十九号「青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例案」について見解を申し上げます。

本条例案では、三方を海に囲まれ、県土全体が半島地形という脆弱性を有する青森県に暮らす私たちが自助・共助による防災活動に取り組むため、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織それぞれの責務や、物資の備蓄や従業員の安全確保など、具体的な行動についての努力義務が明記されました。

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害の教訓に加え、昨年末の青森県東方沖地震や年明けからの豪雪災害においても、改めて公助のみに頼らない自助・共助の重要性が認識されたところであります。県においては、公助の取組はもとより、条例制定を契機に、これまで以上に県民への意識啓発とあらゆる主体との連携強化に努め、一人でも多くの命が守られるよう、取り組んでいただきたいと思います。

最後に、今年度、一つの節目を迎えられます職員の皆様方におかれましては、長年の県政への御尽力に心から感謝を申し上げますとともに、今後の新たな人生における御活躍を祈念申し上げます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（工藤慎康） 一部反対討論、十二番後藤清安議員の登壇を許可いたします。——後藤議員。

○十二番（後藤清安） 一部反対討論、参政党の後藤清安です。

今定例会に提出されました議案のうち、議案第四号と議案第二十三号に反対いたします。その理由について述べさせていただきます。

また、その前に、議案第一号「令和八年度青森県一般会計予算案」についてですが、議案には賛成いたしますが、一部反対の項目について懸念を申し述べさせていただきます。

当初予算、老人福祉費、外国人介護人材定着支援事業費補助、外国人介護人材支援センター事業、外国人介護人材受入支援事業費補助、外国人留学生奨学金給付等支援事業費補助、外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助についてです。

介護人材の人手不足が深刻化していることは重々承知しております。しかし、現在、国が進めている外国人政策は、欧米諸国が既に失敗し、移民によって取り返しのないところまで国内が崩壊しているにもかかわらず、その二の舞となる方向性です。

本県では、全体の外国人比率は〇・七一%とさほど多くないように見えますが、二十代に限って見てみると四・一六%まで上がっています。本県の外国人増減率は、前年比一〇・七五%増です。その多くがベトナム人です。コミュニケーション能力が問われる介護現場において、日本語がほとんど話せない人材が増えることは、現場の負担や混乱を招きま

す。他県で介護系専門学校の講師をしている方のお話ですが、ベトナムになぜ日本での介護の仕事を選んだんですかと聞いたところ、日本に長くいられるビザは介護だからです、日本でずっと住み続けたいからだと答えたそうです。もはや知識や技術を身につけて母国に帰り、貢献するという目的ではなくなってきました。これの意味するところを我々

津軽弁も南部弁も話さない青森県民ばかりになることが本県の目指すべき姿ではないはずです。

登録支援機関などへの費用、日本への渡航費なども県が補助するということですが、委託先紹介機関だけがもうかるスキームであり、この構造は既に外国人材のみならず、介護業界に携わる方々から疑問視されています。介護事業者と日本人介護人材に対して直接予算をつけるべきです。よって、見直しと慎重な対応を強く求めます。

そして、今回、反対する議案第四号と議案第二十三号についてです。いずれも洋上風力発電事業に関するものであります。

議案第四号「令和八年度青森県港湾整備事業特別会計予算案」の港湾整備事業二十四億円は、昨年の十五億円を大きく上回る金額です。定例会のたびに多額な補正予算も計上されてきました。その反対理由については、毎回述べさせていただいています。国は、依然として再エネ推進の方針ですが、これによって一体誰が得をするのでしょうか。

経済産業省は、先日十九日、再エネ賦課金の令和八年度分単価について、一キロワットアワー当たり四・一八円に設定したと発表しました。これにより、標準家庭で電気料金に年額およそ二万六千四百円が上乗せされることとなります。国民全体の負担見込みは過去最高の年額三兆二千二百億円、二〇二二年度の導入当初は一キロワットアワー当たり〇・二二円でしたので、十三年で約十九倍です。国は、当初、再エネが普及すればコストは下がると説明しました。実際の推移は逆方向です。さらに、経産省の試算では、二〇三〇年代前半まで上昇基調は続く見通しです。導入初期に高値で契約した太陽光案件等の買取り期間がまだしばらく残っているためです。

誰が得をしているのか。再エネ設備を持つ大手商社、外資系ファンド、事業者です。誰が払っているのか。それは電気を使う全ての家庭と中小企業です。国民生活は圧迫され、自然環境や生態系が壊され、国防上も懸念だらけのこの事業を進める理由が見当たりません。

そして、議案第二十三号は、「青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例案」です。

事業に関する特例として、第四十条、「海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、第二章第二節の規定は、適用しない」との記載が条例改正案の条文新旧対照表にありました。今回、配付された議案書には、この第二章第二節の規定とは何なのか記載されておりませんでしたので、調べてみました。第二章第二節は、方法書の作成等が記されているものであります。本改正案の最大の問題は、洋上風力発電事業において、環境影響評価の初期段階である方法書手続を適用しないとするとする点にあると考えます。

方法書手続とは、何を調査するのか、どこまで調査するのか、どのように調査するのかを決定する、いわば環境影響評価の設計図であります。この最も重要な段階を省略するということは、評価の簡略化ではなく、評価の前提そのものを失わせるものであります。

青森県は単なる開発適地ではありません。津軽海峡は、渡り鳥の主要な移動経路であり、陸奥湾や日本海沿岸は海鳥の重要な生息域です。また、イヌワシ、クマタカといった猛禽類は、広域にわたる行動圏を持ち、海と陸を一体として利用する生態系の中で生きています。さらに、ウトウ、オオミズナギドリなどの海鳥は、陸上の繁殖地と海上の餌場を往復する繊細な生態を有しています。こうした生き物たちにとって洋上風力発電は、衝突、生息地の回避、移動経路の変化といった影響を及ぼす可能性があります。しかし、本改正案の下では何を調べるか自体が十分に検証されないまま評価が進められるおそれがあります。

さらに重大なのは、洋上風力の特性です。海上では衝突した個体の回収が困難であり、影響の実態を把握することが極めて難しいという問題もあります。つまり、一度設置されれば、影響の検証もやり直しも極めて困難な事業であります。だからこそ、本来は事前の評価をより厳格に行うべき分野であるはずです。にもかかわらず、本改正案は、評価の最

も重要な段階を省略する方向に進んでいます。これは制度として逆行であり、極めて問題であると考えます。よって、本議案に強く反対いたします。

以上、参政党の一部反対討論といたします。

○議長（工藤慎康） 賛成討論、五番小笠原大佑議員の登壇を許可いたします。——小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 立憲民主・無所属の会の小笠原大佑です。本定例会に提出され、本日採決に付される知事提出議案全てに賛成します。そのうち、議案第一号「令和八年度青森県一般会計予算案」を中心に、賛成の立場から討論します。

今回の予算案は、一般会計で七千五百十四億円、前年度比四百十九億円、五・九%の増となっています。二年連続のプラス予算であり、過去二十年で最も大きい額となりました。

しかし、ただ規模を膨らませたものではありません。既存事業の廃止や見直しなど二百五件、百十六億円分のスクラップを行った上で、必要な分野に重点を置いてビルドした予算です。また、財政調整用基金の取崩し額をゼロとする収支均衡を続け、県債残高も着実に縮減していくとされています。財政運営にも目配りをしながら、「しごと」「健康」「子ども」「環境」「交流」「地域社会」「社会資本」の七つの政策テーマを軸に、青森新時代を力強く前に進めていくための予算だと受け止めています。

ただ、青森県が向き合っている現実、決して軽いものではありません。人口減少と少子高齢化が進み、若い人の県外流出にも歯止めがかかっていません。県民所得の水準もなかなか上がらず、円安や資源・エネルギー価格の高騰による物価高が続く中で、地域経済も県民の暮らしも厳しさにさらされています。

現在の県人口は、令和八年二月一日現在の推計で百十三万九千八百六十四人、二〇四〇年には百万人を下回り、老年人口比率が四〇%を超え

る見通しも示されています。青森で働き、暮らし、子供を育て、年を重ねても安心して生きていけるのか、今問われているのはまさにそこだと思います。

そして、その課題は、教育の現場にもはっきり表れています。いじめや不登校への対応は先送りできません。教員不足や長時間労働など、学校現場そのものも厳しい状況に置かれています。これから生まれ来る子供たちも含め、子供たちが青森の未来をつくっていくのです。その子供たちの未来のためにも、教育は決して後回しにできません。子供たちが安心して学べること、先生が子供と向き合える時間を持てること、その土台をどう築いていくかが重要です。

そうした中で、今回の予算案で重視したい点があります。仕事の分野では、GX青森による産業集積、県内企業の成長加速化と賃上げ環境の整備、若者の県内定着・還流などが打ち出されています。企業誘致や県内企業の参入支援、人材の確保、育成を進めることに加え、地域産業を支える農林水産分野でも、生産性や所得の向上、担い手の育成などに取組む内容となっています。また、中小企業の設備投資や産業DXの後押し、若者の採用支援や職場環境の向上にも取り組む方向が示されています。新たな仕事づくりと県民所得の向上は、本県が抱える様々な課題を解決していく上での鍵です。

また、子供・子育ての分野では、子供・子育て無償化政策の拡充に加え、出会いから子育てまでを切れ目なく支えていこうとする方向が打ち出されています。給食費や保育料など子育てにかかる負担の軽減、高校生年代の教育費負担の軽減、病児保育や小児医療の体制づくり、妊娠、出産への支援、医療的ケア児とその家族への支援など、子供を産み育てる上での不安や負担を少しでも減らそうとする内容が盛り込まれています。

教育に関しても、学校現場の負担を少しでも軽くし、保護者が相談しやすい体制を整え、入試に関わる手続の利便性を高めることに加え、県

立高校の魅力づくりと機能強化を進めていこうとする内容が含まれています。子育て先進県青森、そして、学びを支え、誰一人取り残さない青森をしつかり目指していただきたいと思います。

今年度は、地震や豪雪などで本県が非常に厳しい状況に置かれた一方で、青森リンゴ植栽百五十周年や観光面での目覚ましい伸びなど、明るい出来事もありました。来年度は青森県立美術館二十周年、あおもり国スポ本大会なども控えています。青森の魅力発信、交流の拡大、そして地域の活性化につなげていくべき大切な一年です。

青森県には依然として厳しい課題があります。だからこそ、必要なものは前に進める、その上で、足りないところはきちんとただし、よりよいものにしていく、知事と議会が両輪で、若者が、未来を自由に描き、実現できる社会のために、そして、誰もが当たり前前に生きられる青森のために前に進んでいくことを申し上げ、賛成討論を終わります。

○議長（工藤慎康） 一部反対討論、四十八番鹿内博議員の登壇を許可いたします。――鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 無所属、鹿内です。一部反対討論を行います。反対の議案は、議案第一号、十号、十五号、二十三号、二十六号、二十七号、三十四号で、他の議案は賛成であります。以下、反対の理由を議案第一号「令和八年度青森県一般会計予算案」中、原子力政策に絞って述べます。

原子力政策は、命と子供たちの未来、経済、環境、農林水産業等、県政の全般と根幹に関わる問題であります。原発七十年の歴史で重要な政策や計画が実現していないものが数多くある中で、根拠のない国等の七十年先、百年先の計画を信用してくれと言われても無理であります。しかも、事故、トラブル、データ改ざん等の不正は続き、核ごみの処分場は本県にしか所だけで、国、事業者は、国民、住民との約束を守らないケースも多く、そのような原子力政策に青森県の未来の夢と希望は共存できません。福島県をはじめ、圧倒的多数の自治体は原子力政策に依存

しない地域振興策を進め、本県もその道を歩むべきであります。

後に述べる各施設の問題点に共通しているのは、福島原発事故や東日本大震災、もんじゅの事故、中止等の根本的な環境変化があったにもかかわらず、当初の計画に固執し、見直ししないことで、その第一義的責任は国にあり、県には、そのような国を黙認し、追隨してきた責任があります。

まず、むつ中間貯蔵施設でありますが、二十年前の県議会全員協議会で、当時の東京電力株式会社の勝俣社長は、東京電力と日本原電以外の使用済核燃料はむつ市に搬入しないと県議会、県民に約束したにもかかわらず、昨年十二月に現東京電力社長が他電力会社の使用済核燃料の搬入を検討すると県とむつ市に説明したことは明らかに約束違反です。また、同施設からの搬出先については、第二再処理工場と約束してきたものが六ヶ所再処理工場に決定したのも約束違反で、二十年前の約束を守れない国と東京電力等に将来の搬出及び再処理の約束を守るとの保証はありません。

次に、施設の必要性であります。六ヶ所再処理工場が本格操業されれば年間八百トンが再処理されることになり、東京電力と日本原電はその四割、三百二十トン再処理できることになっていくことから、原発から直接再処理工場に搬入でき、中間貯蔵施設は必要ありません。三百二十トンは両社の原発八基フル稼働して発生する使用済核燃料の量であります。六ヶ所再処理工場は老朽化と福島原発事故等で廃炉が進み、将来八基の原発計画は存在せず、実際は使用済核燃料の量はもつと少なくなるはずであります。さらに、中間貯蔵施設から再処理工場に四十年、七十年先に搬出するとしていますが、六ヶ所再処理工場に搬出して、四十年、七十年先に両社で稼働している原発計画は現時点でなく、プルトリウムを使い道がなく、再処理する必要がなく、再処理されなければ六ヶ所村で核のごみとなるか、あるいは中間貯蔵施設から搬出されず、むつ市で核のごみとなる可能性も高く、知事は、それらの根拠を国と事業者

に求めるべきであります。

次に、再処理工場であります。建設工事に着工して約三十三年たっても本格操業できず、安全性に問題を抱える工場が二〇二六年度末に竣工し、二〇九〇年代初頭以降も長期的に安全に安定的に操業できる根拠は何一つ示されておりません。さらに、アクティブ試験で放射性物質に汚染され、人がアクセスできない、いわゆるレッドセルの設備等が多数あり、七十年、百年先の保守、劣化対策、部品交換等にも不安があります。また、アクティブ試験でトラブル続きで、いまだに解決されていないガラス固化施設が安全に機能しなければガラス固化できず、再処理工場は操業できません。操業できなければ、さきに述べたように、核のごみ置場となる可能性が極めて高いものであります。仮に操業しても、原発の老朽化と廃炉によりプルトリウムが余り、その結果、再処理されない使用済核燃料が大量に六ヶ所村、むつ市、そして全国の原発敷地に貯蔵される可能性は高いと考えます。さらに、再処理して発生する放射性廃棄物の最終処分場がなければ、その核のごみも六ヶ所村に長期間置かれることとなります。

そのような指摘に対して、県は、国の方針だから、エネルギー基本計画に記載してあるからとしていますが、それらは全て仮定の希望的推測で何の根拠もなく、計画どおり進まないことは、これまでの歴史が証明し、その影響と犠牲を最大に強いられるのは青森県であります。だからこそ、再処理工場竣工前に、国、事業者の説明や計画を黙認せず、知事は、県独自の検証、検討をすべきであります。

次に、六ヶ所村に一時貯蔵されている高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束が守られず、搬出期限が延長され、長期永久貯蔵されるのではないかと不安が高まっていることでもあります。三十一年前の県議会でも多くの議員が引用したのは、原子力船「むつ」問題は、国が約束を守らず、新母港がむつ関根浜に決まった経緯があり、高レベル問題では同じ轍を踏まず、国等が必ず約束を守る担保を取るべきだということでありまし

た。にもかかわらず、現在、約束が守られないのではないかと不安が高まっているのは、むつ中間貯蔵施設も同様ですが、原船「むつ」の教訓、反省と県議会での議論が生かされていないのではないかと一言をざるを得ないのであります。

高レベルの搬出先は、原則最終処分場ではありますが、安全協定上の期限は二〇四五年四月二十五日です。残り十九年で最終処分場が可能な、具体的に約三十年と言われる工程のどの工程を短縮して二〇四五年間に間に合わせるのか、知事は県民に説明すべきであります。国も可能かどうかを曖昧にせず、はっきり説明すべきであります。

また、国は、平成十二年、平成十七年、平成二十年に閣議決定した最終処分計画で、最終処分場開始時期を平成四十年代後半と決定し、国民に約束していますが、それは残り約十年で全く不可能ですが、国は、これも可能か不可能か説明しようとはしません。閣議決定した処分開始時期について説明しないのは極めて無責任ですが、説明すれば、残り十年も十九年も不可能であることを国として認めざるを得ず、それは最終処分場以外への搬出検討を公にしなければならぬからと私は考えます。しかし、これでは最終処分場開始時期が分からず、国民から処分場の理解を得ることは困難で、処分場の選定、操業開始時期及び本県からの搬出は一層不透明となります。だからこそ、知事は、国、事業者に対して処分場以外への搬出と具体的工程のロードマップの策定を求めるべきであります。

私たちの時代で判断する原子力政策の後始末を次の時代を担う子供や若者たちに押しつけてはならず、まして原発の恩恵を最も多く受けている大都市は全く無縁で、青森県が最大の犠牲を強いられることがあってはならないはずであります。宮下知事が青森大変革、青森新時代、挑戦する青森県を目指すのであれば、北村、木村、三村県政ができなかった子供たちに危険な負の遺産を残さず、子供たちに誇れる県政実現に挑戦すべきと申し上げ、私の一部反対討論といたします。ありがとうございます

います。

○議長（工藤慎康） 賛成討論、七番大澤祥宏議員の登壇を許可いたします。——大澤祥宏議員。

○七番（大澤祥宏） オール青森、大澤祥宏です。会派、オール青森を代表しまして賛成討論をいたします。

本定例会に提出され、本日採決にされました議案第一号から議案第十七号までの予算議案十七件、議案第十八号から議案第三十七号までの条例案二十件、議案第三十八号から議案第五十二号までの単行議案のうち、既決の議案を除く十四件、合わせて五十一件全てに賛成、同意するものであります。

議案第一号「令和八年度青森県一般会計予算案」並びに関連議案について、賛成の立場から討論を行います。

本予算案は、「青森新時代の新たな挑戦」を掲げ、人口減少や若者流出、産業構造の転換といった本県の根本的課題に対し、「しごと」「健康」「こども」「環境」「交流」「地域社会」「社会資本」という七つの政策テーマの下、県民生活のあらゆる分野において正面から挑む意思を明確に示したものであり、その方向性を高く評価するものであります。

まず、「しごと」の分野では、GX青森の推進を柱に、再生可能エネルギー関連産業の集積や県内企業の参入促進、人材育成など、地域経済の好循環を生み出すための取組が展開されております。特にフュージョンエネルギーの拠点形成という国家レベルの構想に挑戦する姿勢は、本県の将来を大きく切り開く可能性を持つものであり、高く評価いたします。

「健康」の分野では、深刻な医師不足への対応として、医師確保対策やオンライン診療のさらなる推進、介護人材の確保、定着に向けた新たな仕組みの構築、「こども」の分野においては、本県が先導してきた学校給食無償化が全国へと広がる中、保育料無償化の推進や高校生の学習

環境整備など、子育て費用のさらなる負担軽減を図るものとなっており、両分野において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり、子供を産み育てやすい青森県の実現に向けた強い意思が示されております。

「環境」の分野では、世界自然遺産白神山地の価値向上や森林資源の持続的活用、さらには野生鳥獣被害対策の強化など、本県の豊かな自然を守り、次世代へ継承していくための各種取組が着実に進められることを期待いたします。

「交流」の分野では、観光コンテンツの高度化やAIの活用による観光戦略の推進、国際線の増便を契機としたインバウンド拡大など、交流人口の拡大に向けた攻めの施策が展開されております。また、地域公共交通の再構築に向けた取組も重要な課題であり、今後の具体化に期待いたします。

「地域社会」の分野では、新たに県内プロスポーツによる地域活性化への取組をはじめ、文化芸術やスポーツの力を生かした地域づくりが進められることとなっており、県民が生きがいと誇りを持てる社会の実現に向けた環境整備を行っていただきたいと考えます。

そして、「社会資本」の分野では、道路や港湾の整備、防災・減災対策の強化など、県民の命と暮らしを守る基盤づくりを着実に推進していただきたいと考えております。特に自助・共助による防災意識の醸成は、今後ますます重要となる取組であり、議案第十九号「青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例案」の基本理念に沿って、県全体で施策が推進されることを望みます。

また、本年開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポは、本県にとって極めて大きな意義を持つものであり、県民が一体となり、青森の魅力や力を内外に発信する絶好の機会でもあります。本予算案に盛り込まれた各施策と国スポ・障スポが相乗効果を生み出すことで、青森県の新たなステージが切り開かれるものと期待いたします。

一方で、今後の県政運営に当たっては、幾つかの課題にも留意する必要があります。フュージョンエネルギーをはじめとする大型プロジェクトについては、その実現可能性や地域への波及効果を丁寧に見極めながら、着実に推進していくことが求められます。

また、子育て支援の拡充に当たっては、持続可能な財源の確保と市町村間の格差への配慮、若者の定着に向けては、雇用の量だけでなく、質の向上、すなわち所得水準や働きがいのある仕事の創出といった点に意を用いながら進めていく必要があると考えます。これらの課題に真摯に向き合い、実効性ある政策として磨き上げていくことを強く求めるものであります。

結びに申し上げます。本予算は、青森には何もないというこれまでの意識を転換し、青森だからこそできるという新たな価値をつくり出すための挑戦の予算であります。守りから挑戦へ、そして、県民一人一人がその変化を実感できる青森へ、その実現に向け、提出されました全議案に対し賛成することとし、会派オール青森の賛成討論とさせていただきます。

○議長（工藤慎康） これをもって討論を終わります。

◎ 議 案 採 決

○議長（工藤慎康） これより議案の採決をいたします。

議案第五十二号、本件に同意することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立総員であります。よって、本件は同意されました。

議案第二十三号、本件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第一号、議案第十号、議案第二十六号、議案第二十七号及び議案第三十四号、以上五件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第二号、議案第九号及び議案第二十五号、以上三件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第四号、本件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第十五号、本件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、原案は可決されました。

議案第三号、議案第五号から議案第八号まで、議案第十一号から議案第十四号まで、議案第十六号から議案第二十二号まで、議案第二十四号、議案第二十八号から議案第三十三号まで、議案第三十五号から議案第四十一号まで及び議案第四十三号から議案第五十一号まで、以上三十九件

は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立総員であります。よって、原案は可決されました。

◎ 請 願 採 決

○議長（工藤慎康） 次に、請願の採決をいたします。

請願受理番号第一号、本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は所管委員長報告どおり不採択とすることに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

◎ 特定付託案件閉会中の継続審査採決

○議長（工藤慎康） 次に、お諮りいたします。委員会審査報告書中、特定付託案件について閉会中の継続審査の申出があります。これを継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎ 発 議 案 上 程

○議長（工藤慎康） 発議案が提出されましたので、配付しております。発議第八号から発議第十号までを一括議題といたします。

第 8 号

豪雪の状況下において建設事業者の工期延長や一時中止
指針の適切な運用を求める意見書(案)

青森県議会会議規則第 15 条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 3 月 24 日

青森県議会議長 工藤 慎 康 殿

提 出 者 (別 紙)

田中順造	清水悦郎	森内之保留	工藤兼光
三橋一三	山田知丸	井裕山	谷清文
柿引ユキ子	夏堀浩一	工藤慎康	高橋修一
蛭沢正勝	寺田達也	齋藤爾	花田栄介
菊池勲	小比類巻正規	和田寛司	木明和人
大崎光明	福土直治	成田陽光	大澤敏彦
工藤悠平	井本貴之	田名部定男	今博
高畑紀子	夏堀嘉一郎	小笠原大佑	川村悟
斉藤孝昭	大平陽子	北向由樹	大澤祥宏
安藤晴美	吉俣洋	田端深雪	伊吹信一
夏坂修	後藤清安	鹿内博	鶴賀谷貴
吉田ゆかり			

発議第8号

豪雪の状況下において建設事業者の工期延長や一時中止指針の適切な運用を求める意見書

今冬は昨年の記録的な豪雪に続き、青森市では1月として81年ぶりに167cmの積雪となり、2月としても歴代4番目となる183cmの積雪を記録し、14年ぶりに自衛隊派遣要請が行われるなど、人的被害が続出する災害級の豪雪状況となっている。

このような中、建設業関係者は各現場での豪雪への対応に加え、それぞれの作業環境に配慮しながら施工の確保に努めているところである。特に除雪作業を担っている建設業者は、工期が定められている工事と除雪作業を同時並行するため、品質や安全を確保した施工に支障を来す事態となっている。

そこで青森県では、県内の建設事業に関しては、「1月下旬からの大雪に伴う工事及び業務の一時中止等の措置について」を通知し、除排雪を優先し工事及び業務の一時中止等の措置をとれるように対応してきたところである。

一方で、国からも同様に通知が出されているが、周知不足のため災害級の大雪であっても県内の業者は工期を遵守することを最優先で進めているのが現状である。

今後このような状況が続くと、本県を支える建設業界において働き手や担い手の確保ができず、工期の順守や品質の維持が困難な状況になる恐れがある。

また、集中的な豪雪下では、家屋の倒壊や歩行中の転倒、買い物難民などを生じさせ県民の命に直接的に関わるため、早急な除排雪が求められている。

よって、国においては現下の状況を踏まえ、県民の生活に直結する除排雪業務に関わる建設業者に対し発出されている、除排雪業務を優先し工期の延長や一時中止などの措置を可能とする「発注関係事務の運用に関する指針」を周知し、本県において適切に運用がなされるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

青森県議会

青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例案

青森県議会会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和8年3月24日

青森県議会議長 工藤 慎 康 殿

提 出 者 (別紙)

青森県議会議員

田 中 順 造	清 水 悦 郎	森 内 之 保 留	工 藤 兼 光
三 橋 一 三	山 田 知 丸	井 裕 山 谷 清 文	
柳 引 エギ子	夏 堀 浩 一	工 藤 慎 康	高 橋 修 一
蛭 沢 正 勝	寺 田 達 也	齊 藤 爾	花 田 栄 介
菊 池 勲	小 比 類 卷 正 規	和 田 寛 司	木 明 和 人
大 崎 光 明	福 士 直 治	成 田 陽 光	大 澤 敏 彦
工 藤 悠 平	井 本 貴 之	田 名 部 定 男	今 博
高 畑 紀 子	夏 堀 嘉 一 郎	小 笠 原 大 佑	川 村 悟
斉 藤 孝 昭	大 平 陽 子	北 向 由 樹	大 澤 祥 宏
安 藤 晴 美	吉 俣 洋	田 端 深 雪	伊 吹 信 一
夏 坂 修	後 藤 清 安	鹿 内 博	鶴 賀 谷 貴
吉 田 ゆかり			

青森県議会会議規則の一部を改正する規則案

青森県議会会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和8年3月24日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者 (別紙)

青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例案

の 一部を次のように改正する。
第二条中「別表第一」を「別表」に改める。
第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(旅費)」を付する。
第八条の見出しを削り、同条中「の旅費」の下に「(鉄道賃、船賃、その他の交通費に限る。)」を加え、「別表第二の日額旅費とする」を「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する」に改める。
別表第二を削り、別表第一を別表とする。
附 則
1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
2 改正後の青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
◇

提案理由
県議会議員の旅費について、日額旅費の規定を廃止するため提案するものである。

青森県議会議員

田中順造	清水悦郎	森内之保留	工藤兼光
三橋一三	山田知丸	井裕山	谷清文
榎引ユキ子	夏堀浩一	工藤慎康	高橋修一
蛭沢正勝	寺田達也	齊藤爾	花田栄介
菊池勲	小比類巻正規	和田寛司	木明和人
大崎光明	福士直治	成田陽光	大澤敏彦
工藤悠平	井本貴之	田名部定男	今博
高畑紀子	夏堀嘉一郎	小笠原大佑	川村悟
斉藤孝昭	大平陽子	北向由樹	大澤祥宏
安藤晴美	吉俣洋	田端深雪	伊吹信一
夏坂修	後藤清安	鹿内博	鶴賀谷貴
吉田ゆかり			

提案理由

標準都道府県議会会議規則の一部改正に伴い、産前期間に係る欠席届の対象を改めるため提案するものである。

附則

第二条第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

青森県議会会議規則（昭和三十一年十一月青森県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

青森県議会会議規則の一部を改正する規則案

◎ 議 員 派 遣

議員の派遣について

○議長（工藤慎康） 議員の派遣を議題といたします。

会議規則第二百二十三条第一項の規定により、配付しております議員の派遣について採決いたします。なお、本件は二回に分けて採決いたします。

ナンバーの海外派遣について、派遣を決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、さよう決定いたしました。

次に、ナンバー二の国内派遣について、派遣を決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

No. 1

派遣議員	派遣期間	派遣場所	派遣目的
山田 知、丸井 裕、高橋 修一、寺田 達也、齊藤 喬、木明 和人、福士 直治、成田 陽光、大澤 敏彦	令和8年4月13日から4月19日まで		1 ニュージージーランド（ネオピア、ヘイステイブラス） （1）リンゴ産業の国際競争力に関する調査 （2）リンゴの先進的な栽培技術・経営手法の調査 （3）リンゴ産果・流通システムの高度化に関する調査 （4）リンゴ産果開発の国際動向の調査 2 オーストラリア（シドニー） 水産業における先進的養殖技術の調査

No. 2

派遣議員	派遣期間	派遣場所	派遣目的
田名部定男、今 博、高畑 紀子、夏堀壽一郎、小笠原大佑	令和8年4月15日から4月17日まで		1 鳥取県鳥取市 （1）公立小・中学校の少人数学級実施の取り組みに関する調査 （2）人口減少社会への取り組みに関する調査 （3）産学官連携による地域資源を活用した新産業創出の取り組みに関する調査 2 鳥取県米子市 地域資源を活用したエネルギーの地産地消と域内経済循環に関する調査 3 島根県出雲市 希少野生動物の保護増殖と自然共生社会の構築に関する調査

令和8年3月24日

○議長（工藤慎康） 以上をもって議事は全部終了いたしました。

◎ 閉 会 挨拶

○議長（工藤慎康） 知事の御挨拶があります。——知事。

○知事（宮下宗一郎） 県議会第三百二十五回定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今回の議会におきましては、去る二月二十四日開会以来、本日まで二十九日間にわたり、本議会に提案いたしました「令和八年度青森県一般会計予算案」など、七十四件につきまして慎重な御審議をいただき、それぞれ原案のとおり御議決、御同意並びに御承認をいただき、誠にありがとうございました。

その執行に当たりましては、審議の過程において、各議員からいただきました御意見を十分尊重し、最善の効果を収められるよう、誠意を持って努力してまいりたいと考えておりますので、何とぞ一層の御協力をお願い申し上げます。

以上、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 閉 会 宣 告

○議長（工藤慎康） これをもって第三百二十五回定例会を閉会いたします。

午後二時二十二分開会